【正誤表】「平成29年度双葉町減容化処理施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その1業務」及び 「平成29年度双葉町減容化処理施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理その2業務」

区分	ページ	項目	正	誤(アンダーラインが変更対象箇所)
要求水準書	1-10	第1編共通編 第1章総則 第2節計画主要目 1.業務の対象と なる廃棄物	表1-2 処理対象物の種類の灰処理対象物備考欄の()内 (中間貯蔵施設に搬入された灰処理対象物は、フレキシブ ルコンテナ (1.1m×1.0mH) に封入されているが、一部の ばいじんは200Lドラム缶に封入されている。)	表1-2 処理対象物の種類の灰処理対象物備考欄の()内 (中間 <u>処理</u> 施設に搬入された灰処理対象物は、フレキシブ ルコンテナ(1.1m×1.0mH)に封入されているが、一部の ばいじんは200Lドラム缶に封入されている。)
要求水準書	1-14	第1編共通編 第1章総則 第2節計画主要目 2.公害防止基準	5) 悪臭に関する基準値を下記のとおり変更する。 仮設処理施設から発生する悪臭については、表1-10aから表1-10bに示す基準値を遵守すること。また、煙突その他の気体排出口において、表1-10aに示す基準値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出して得た流量とすること(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)。 [表を追加]表1-10a 敷地境界線の特定悪臭物質基準 [表1-10の表番号及び表題を変更]表1-10b 臭気指数に係る基準値	
要求水準書	1-16	第1編共通編 第1章総則 第2節計画主要目 3.生成物等の基 準	表1-13 仮設処理施設の生成物の用途に応じた基準の備考欄 ・生成物の最大粒径は約40mm以下とする。 ・現在想定される利用用途に加え、新たな利用用途に対しても柔軟に対応できるものであること。	表1-13 仮設処理施設の生成物の用途に応じた基準の 備考欄 現在想定される利用用途に加え、新たな利用用途に対して も柔軟に対応できるものであること。

要求水準書	1-28	第1編共通編 第2章本業務遂行 上の留意点 第1節共通事項 2.提出図書	2. 提出図書 1) (3)②を下記のとおり変更する。 ② 仮設処理施設の設計・施工(造成を含む。)	2. 提出図書1)(3)の② ② 仮設処理施設の設計・施工
要求水準書	1-29	第1編共通編 第2章本業務遂行 上の留意点 第1節共通事項 2.提出図書	2. 提出図書 2) (3) ②を下記のとおり変更する。 ② 仮設処理施設の設計・施工(造成を含む。)	(3) 年度業務報告書作成にあたっては、(2)に示す項目 ② 仮設処理施設の設計・施工
要求水準書	3-1		第3編の本文を下記のとおり変更する。 仮設処理施設を施工する前に、業務用地の抜根、造成を行うこと。なお、造成工事は平成31年1月末日までに完了するものとする。	第3編の本文 仮設処理施設を施工する前に、業務用地の抜根、造成を行 うこと。
要求水準書	4-5	施設の設計・施工 業務に関する要件	3. 計量設備の本文を下記のとおりに変更する。 計量設備は、処理対象物、焼却残さ、生成物等の重量計 測を行うことを目的として設置するものであり、円滑な計 測作業及び効率的な車両出入状況管理が可能なものとする こと。また、処理対象物を計量するための計量器は取引・ 証明が可能な検定付きはかりとし、計量法に定める定期検 査を受検すること。	3. 計量設備の本文 計量設備は、処理対象物、焼却残さ、生成物等の重量計測 を行うことを目的として設置するものであり、円滑な計測 作業及び効率的な車両出入状況管理が可能なものとするこ と。また、処理対象物を計量するための計量機は取引・証 明が可能な検定付きはかりとし、計量法に定める定期検査 を受験すること。
要求水準書	4-22	第4編 仮設処理 施設の設計・施工 業務に関する要件 第1章 共通仕様 第6節 退出図書 4.完成図書	4. 完成図書(14)を下記のとおり変更する。 (14) リーフレット(運営時用)	4. 完成図書の(14) (14) リーフレット(運営 <u>事</u> 用)

要求水準書	4-26	第4編 仮設処理 施設の設計・施工 業務に関する要件 第2章 機械設備 一般仕様 7. 電気設備	7. 電気設備の4) (1) ②を下記のとおりに変更する。 ② 配線メインルートの立ち上げ、立ち下げはセパレータ 付き耐塩型ダクト方式とすること。	7. 電気設備の4) (1) の② ② 配線メインルートの立ち上げ、立ち下げはセパレータ 付き <u>対塩型</u> ダクト方式とすること。
要求水準書	4-42	第4編 仮設処理 施設の設計・の要 第3章 共通設工事 第3章 土木 建築工事 第2節 土木 建築工事 第2節 土木 3.各施設計画	3. 各施設計画 1) 共通設備棟の(1) を下記のとおりに変更する、 (1) 計量棟	3. 各施設計画 1) 共通設備棟の(1) (1) <u>計量設備</u>
要求水準書	4-43	第4編 仮設処理 施設の設計・施工 業務に関する要 第3章 共通設 建設工事 第3章-2 土木 建築工事 第2節 建築工事 第2節 施設計画	3. 各施設計画 2) 管理棟計画の(2) 建物概要の③を 下記のとおりに変更する、 ③ 階数 : 地上2階建て以上 地下なし	3. 各施設計画 2) 管理棟計画の(2) 建物概要の③ ③ 階数 : <u>地上2階建て</u> 地下なし
要求水準書	5-8	施設の運営業務に 関する要件	第3節の1)を下記のとおりに変更する。 1)焼却対象物は、必要に応じて、フレキシブルコンテナを破袋し、焼却処理に不適切な異物(大型の不燃物、農薬等。)が混入していないか確認すること。焼却不適物が混入していた場合には、環境省担当官に報告し、その指示に従うこと。	加州にて帝切な思忱(十刑のて婚物 典事祭)がほすし

要求水準書	5-9	第5編 仮設処理 施設の運営業務に 関する要件 第4章 焼却処理 業務 第3節 適正処理	1串3則のストダド記のどわりに多里する	第3節の2) 2) <u>異物除去後の焼却対象物は、</u> 燃焼の安定化を図るため 十分に混合撹拌すること。
-------	-----	---	---------------------	---